

## 盛岡市 こども誰でも通園制度試行的事業利用申込書

盛岡市長 様

## 【申込に当たって同意していただく事項】

- 利用に当たって必要な範囲内で、申込者の世帯の税務情報等の公簿、通園先が有する学齢簿及び徴収金台帳等
- 申込内容や同意して得た情報について、利用承認の審査、利用料金の決定及びその他の附帯業務のために市が
- 「盛岡市こども誰でも通園制度（仮称）」の本格実施を見据えた試行的事業実施要綱（以下「こども誰でも通園」）の内容を遵守すること。

以上のことに同意し、こども誰でも通園制度試行的事業実施要綱第11の規定に基づき、次のとおり利用を申

書き間違えた場合は、書き間違えた箇所  
所に二重横線を引き、訂正してください。  
訂正印は不要です。  
修正テープや修正液などで訂正された  
申込書は受理できません。

規定

## 1 申込者・申込児童について

申込者 (保護者)	フリガナ	モリオカ タロウ	児童 との 続柄	電話番号	( 090 ) - 1234 - 5678
	氏名	盛岡 太郎		父	〒020-0833 現住所
令和6年1月1日 現在の住所	(父親)	<input checked="" type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 現住所と異なる（以下に住所を記入）		(母親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input checked="" type="checkbox"/> 現住所と異なる（以下に住所を記入）
		〒			〒XXX-XXXX 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇-〇〇

※ 令和6年1月1日現在の住所が盛岡市外だった方は、市で市民税所得割額の確認ができませんので、令和6年度分について、市（区町村）民税・県民税特別徴収税額通知書の写し、市（区町村）民税・県民税納税通知書の写し又は市（区町村）民税・県民税課税証明書の写しのいずれかひとつを提出してください。

申込 児童	フリガナ	モリオカ ハナコ	生年月日	令和 5 年 1 月 1 日
	氏名	盛岡 花子		

※ 利用申込書は、児童ごとに作成してください。

## 2 利用申込みの理由について

こども誰でも通園制度試行的事業を利用するに当たって、主にどのような理由で利用を希望しますか。該当するものを選んでください。（複数選択可）

申込理由	<input checked="" type="checkbox"/> 児童の育ちに良い影響があると期待するため。保育園や幼稚園へ入所させるに当たって、集団生活を経験させたいため。
	<input checked="" type="checkbox"/> 家事、学習、介護、通院、趣味又は休養（育児疲れのリフレッシュ等）などの時間を確保するため。
	<input type="checkbox"/> 就職・就学活動のため。
	<input type="checkbox"/> 保育士などの専門家に子育て相談をしたいため。
	<input type="checkbox"/> その他（ ）

## 3 家族構成について

次の方について記載してください。

- 保護者（単身赴任等で別住所となっている方も含みます。）
- 申込児童と同居している方全員（祖父母等で生計が別となっている場合は「生計」欄に×印を記入してください。）
- 保護者と生計が同一の子（別世帯も含む）。

フリガナ	氏名	児童 との 続柄	生年月日	勤務先・通学先・通園先 又は単身赴任先	生計
(申込 保護 者 含む)	モリオカ タロウ 盛岡 太郎	父	大正 昭和 平成 令和 62 年 3 月 3 日	〇〇株式会社	
	モリオカ イワコ 盛岡 岩子	母	大正 昭和 平成 令和 2 年 4 月 5 日	有限会社〇〇	
(生保 護者 以外 の子 ども 者)	モリオカ サクラコ 盛岡 桜子	姉	大正 昭和 平成 令和 元 年 6 月 1 日	〇〇保育園	
	モリオカ イチロウ 盛岡 一郎	祖父	大正 昭和 平成 令和 30 年 7 月 31 日	〇〇法人〇〇	×
			大正 昭和 平成 令和 年 月 日		
			大正 昭和 平成 令和 年 月 日		

市が利用料金を決定するため、世帯構成（保護者や兄弟の状況）をお知らせいただく必要があります。同居の家族について漏れなく記載してください。

生活保護の状況	<input type="checkbox"/> 受けている（ 年 月 日開始/担当者名 ）
ひとり親の場合の理由	<input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 離婚前提別居（ 年 月 日（頃）から） ※相手方と所得の合算を希望しない場合は、申立書の提出が必要です。